

第 2 部

貿易及び投資の自由化

第2部 貿易及び投資の自由化

1. 物の貿易

1. メキシコは豊富な天然資源や土地、比較的熟練し生産性のある労働力に恵まれており、日本には資本及び技術の蓄積がある。両国は、相互間の貿易を通じて、各々が比較優位を有する分野を活かしながら経済を補完することにより、それぞれの生産者、消費者に多大なる恩恵を与えることが可能である。しかしながら、それぞれ1億を超える人口を有している両国の生産者は、両国における関税及び非関税障壁のために、比較優位を有する分野の市場に浸透することを妨げられている。

両国における関税、非関税障壁の削減・撤廃、および貿易に関連する制度的諸問題の解決を通じて二国間貿易を拡大することにより、両国の生産者及び消費者に更なる恩恵を与え、産業構造の転換及び社会の効率性の追及への努力を促進し、両国の経済発展の可能性を拡大することが可能である。

(近年の日本とメキシコの貿易統計は付属資料のとおり。)

2. 共同研究会においては、両国の経済関係強化に向けて改善すべき点として、以下の点について検討が行われた。

A. 日本側からの指摘

A - 1. 関税一般

3. 共同研究会においては、メキシコの関税制度に関し、日本側より以下の懸念が示された。

メキシコの関税率は、単純平均譲許税率36.24%、単純平均実行税率16.23%(APEC IAP 2000)である。これに対し、日本の関税率は、単純平均譲許税率8.7%、単純平均実行税率8.1%(APEC IAP 2000)である。メキシコは同程度の発展水準にある他の国に比べ関税率が一般的に高い。また、メキシコは、世界の主要57ヶ国が参加して情報技術製品の関税撤廃に合意しているITA(情報技術協定)に参加していない。

NAFTA及びメキシコとEUとの間の自由貿易協定の締結に伴い、上記に指摘されたメキシコの高い関税率に伴う不利益を当該協定を締結した各国の企業が被らなくなり、日本企業はこれら各国の企業に比して極めて不利な立場に置かれている。

上記に関し、メキシコ側は次のとおり述べた。i) 発展水準の差を考慮すれば、メキシコがその関税率を日本のそれのわずか2倍に維持していることはメキシコが貿易自由化の重要性を自覚していることを示すものである。ii) この方向を示すもう一つの事実は、日本側の挙げた数値のとおり、メキシコの現行関税率はWTO上権利を与えられている関税率の半分であるということである。メキシコ側は、工業品における同国の譲許税率は同様の発展水準にある他の中南米諸国のそれと同様である旨述べるとともに、同国がITAに参加しなかった主な理由の一つは、メキシコが譲許関税を交渉している他の中南米の主要国もITAに参加しなかったためである旨述べた。

4. 上記及びの点は、日本及びメキシコの実業及び消費者に以下の懸念及び問題を生じさせる。

日本の製品のメキシコ市場へのアクセスが制限される。例えば電気製品(完成品)、電力プラント関連品の輸出への打撃が指摘された。⁷⁸

⁷ NAFTA 発効以後メキシコの輸入における日本のシェアは低下しており、NAFTA 締結時のシェアが現在も維持されていた場合に比べ、約3,951億円相当の輸出が逸失したと計算され、これは日本国内の総生産6,210億円分の減少、国内雇用31,824人分の喪失につながると推計される。

⁸ 自由貿易協定がないための関税負担により日系企業はメキシコにおける発電プラント・プロジェクトの受注

日系進出企業が日本及びアセアン諸国等から部品を輸入する際に、一時輸入や特惠輸入等の制度によらなければ高関税が賦課され、価格面で競争力を失う。共同研究会では、例えば自動車、電気・電子関連部品に関する問題が指摘された。⁹

日本製部品や日本製製造機械の使用比率の高い日本企業が新たにメキシコに投資するに当たって、現在の関税率は大きな阻害要因となる。

完成品に対する高関税は、安価で高性能の製品へのアクセスを阻害するという意味でメキシコの消費者の経済厚生を低下させ、部品に対する高関税は高コスト化を通じてメキシコの生産者の競争力を低下させる。こうした意味で、一般的に高い関税の引き下げ及びF T A域内外で適用される関税格差の解消は、メキシコ経済に良い影響を与える。

5．共同研究会においては、メキシコの関税率について、頻繁に変更・引き上げが行われており、制度の透明性・予見性・安定性を高める必要性及び同制度の改善の必要性が指摘された。¹⁰この問題は、日本企業対メキシコ進出に悪影響を及ぼすものであり、これに対処することによってメキシコ経済に良い影響を及ぼす。

A - 2 . 個別措置

6．共同研究会においては、N A F T A 締結に伴い従前のマキラドーラ制度が変更され、その後継措置として導入されたメキシコのP R O S E C (分野別輸入促進措置) 制度について、以下の課題が指摘された。

関税引き下げ措置を講ずる対象品目として完成品が含まれず特定の部品のみが対象となっているなど、制度の対象品目の範囲が十分でなく、また関税の引き下げの程度も十分でない。

制度の対象が政令ベースで変更が可能のため、メキシコ政府の判断で比較的容易に変更できる。P R O S E C 制度の下での特惠関税率を享受する日本企業は、予見し得ない製造コスト増を強いられ易い。このことは、同制度による特惠関税率での部品輸入を前提として活動を行っている日本企業に予想せざる製造コストアップを強いることとなり、問題である。¹¹また、政令改正の際も、公示翌日に発効し、経過措置が講じられないことも問題点として指摘された。更に、違う製品が同一の関税分類とされるなど関税分類の適用が一定でないという問題もある。

更に、以下の制度運用上の困難も存在する。

-) 煩雑な関税納付手続、
-) 同一の部材でも使用される分野が異なると異なる関税率が適用される。
-) 対象品目への追加の申請が長期間にわたる、
-) 登録手続きが不明瞭なまま登録認可の遅れが生じている。

メキシコ側は、P R O S E C は輸入部品及び資機材に課せられる関税を減免し、産業競争力を維持するために設けられたものであり、資機材、投入財、部品をF T A 非締結国から無税またはきわめて低い関税でメキシコに輸入することができることから、P R O S E C の受益者は、対象

が事実上困難となり、この結果、今後年間1,201億円が逸失すると計算され、これは日本国内の総生産1,966億円分の減少、10,571人分の雇用喪失につながると推計される。

⁹ メキシコに進出している某日系メーカーは2000年より部品130億円分の調達先を日本からN A F T A に切り替えたが、これは日本国内の総生産330億円分の減少、1,381人分の雇用減少につながると推計される。

¹⁰ 例えば、1999年1月の一般輸入関税率引き上げにおいて、自由貿易協定締結国以外の国・地域に対する一般輸入関税率を約1万品目(関税分類番号で約85%)について、3%又は10%の引き上げが行われた。また、2001年9月には、鉄鋼製品に関する一般税率の25%の引き上げが行われた。

¹¹ 例えば、2000年12月31日公布の新PROSECでは、電気及び電子分野における2500品目を越える投入材のPROSEC 特惠対象品目が削除されたほか、従来のPROSEC 対象品目の一部について特惠関税率が0%から5%に引き上げられた。2001年12月に行われた改正の後、現在においても制度の存続、改正の見込みが不安定であり、企業活動にとって大きな制約となっている。

分野の生産連鎖に参加する者すべてである旨指摘した。PROSECを通じ、メキシコは22の生産分野における何百もの関税について野心的な一方的自由化を行っていることが特記されるべきである。

更に、メキシコ側はPROSECは動的な制度であり、メキシコに進出している産業の利益のため不断に改善される可能性がある旨述べた。しかしながら、日墨二国間の関税問題に対処するにはFTAは、それがもたらす法的安定性に鑑みれば、よりよい手段となるであろう。

7. 共同研究会においては、PROSEC同様、部品の特恵関税率での輸入を可能とすることを目的として導入されたメキシコのレグラ・オクターバ制度について、日本側より、有効期限が6ヶ月間に限定された当該措置をその都度延長しなければならないという運用上の硬直性、並びに申請しても認可を受けられるかどうか確実ではない、あるいは同制度を前提として操業している日本企業にとって事後的に予期せざるコスト負担を強いることになるという不安定性・予見不可能性が問題であるとの指摘があった。メキシコ側からは、レグラ・オクターバは当該輸入品目がPROSECの対象品目に指定されるまでの期間の適用を想定した、そもそも暫定的性格の措置である旨説明があった。

A - 3 . 非関税措置

8. 共同研究会においては、日本側より、メキシコのアビソ・アウトマティコ制度（価格モニターのための通報制度）について、各国での製造コストの違いを勘案せず、特定の国からの一定の輸入品について高い基準価格が設定されていることが問題であり、¹²また、特定国からの輸入製品のみを対象として一方的に基準価格が設定されることは、当該国の企業をメキシコがFTAを締結している国の企業に比較して不利な状況に置くという問題点があるとの指摘があった。

これに対し、メキシコ側は、アビソ・アウトマティコ制度は、アンダーインボイスで輸入され、国内産品に悪影響を与える可能性のある物について統計的モニターを行う目的で設けられたものである旨述べた。また、メキシコ側は、アビソ・アウトマティコ制度は、輸入者が税関当局に対し、然るべく記入された所定の様式についての経済省の受領証明書を提出することを要求するのみであり、WTOの輸入許可手続に関する協定の規定にしたがい、中立的に、透明性をもって、かつ迅速に運用されている旨述べた。更に、日本の場合、同制度は、メキシコの2002年3月26日付官報に掲載された極めて少数の製品について適用されることが認識されるべきである。

B . メキシコ側からの指摘

B - 1 . 関税一般

9. メキシコ側より、日本の一般特惠制度(GSP)のスキームの不確実性について指摘があった。GSPスキームの下で、日本はメキシコを含む開発途上国の産品に対し、両国間の異なる発展水準を考慮して特惠関税を供与している。このGSPのスキームにより、メキシコは他のセンシティブ品目に影響を与えることなく日本のニッチ市場を見出すことができる。メキシコ側より、日本への輸入が限度額又は限度数量を超えると特惠関税の適用が停止される品目があり、メキシコの輸出業者が日本市場への恒常的輸出を図るにあたり確実性を欠くとの指摘があった。

これに対し日本側より、国際的規範に基づくGSPの非相互的かつ無差別的な性格により、特惠供与国は特惠対象となる国・品目を一方的に定めることとなっており、また、特惠関税の供与は対象となる全ての開発途上国に対し無差別に行われなければならない旨述べた。

10. 共同研究会においては、メキシコ側より、日本の関税は平均関税率においては低いと一般的

¹²例えば、ブリキについては基準価格が約650ドルに設定されているが、日本製のFOB価格は約500ドルであり、日本企業はその差額に関する関税に相当する額を3ヶ月間無利子で預託金として納める必要がある。

に言えるが、メキシコが輸出に関心をもち得る特定のセクターについては高関税(ピークタリフ)があるとの指摘があった。

1 1 . 農産品貿易について、メキシコ側より、以下の点が述べられた。¹³

日本とメキシコとの間の農産品貿易の拡大は、メキシコの農業分野の発展を助け、単一の農産物市場にのみ依存するリスクを分散させることになる。

日本は食料消費の60%を輸入しているが、メキシコからの輸入はごくわずかであり、メキシコの農産品に対する関税を撤廃することによる影響は日本の農業への脅威とはならないと考えられるが、産品毎の分析は必要である。同分析の結果として、日本の農業セクターの崩壊を防ぐためには、メキシコが既に日本に輸出している農産品及び輸出の可能性がある農産品に対し特恵的扱いを与えるため如何なる方法が最善であるかを明らかにすることができるかもしれない。

メキシコ側は、日本との貿易関係の強化は高付加価値品の輸出を必然的に含むこととなると考える。メキシコ側は、農産品貿易のためには、食品の安全性や品質など、消費者の嗜好及び関心を満足させるための輸入者と輸出者の間における中長期的提携が必要であると考えている。また、日本の消費者は極めて洗練されており、より多くの種類の産品が年間を通じて供給されることを求めるようになってきていると思われる。

両国は、穀物、飼料、油糧種子、乳製品、肉類の純輸入国であり、国内需要を満たすために第三国からの輸入に依存している。メキシコ側は、熱帯産品、果実、野菜、家きん肉、牛肉、豚肉、飲料及び加工品などの分野で相互補完性があると考えている。経済的相互補完性及び互恵的貿易の可能性のある分野に集中する必要があるが、また、日本及びメキシコ両国は輸入により国内農業生産を補うことができる。

メキシコから輸出する可能性のある品目を含め、日本が広範な種類の農産品を生産していることをメキシコはよく承知している。相互補完性は日本がそのうちいくつかの産品について輸入に大きく依存しているという事実に起因する。特恵的貿易協定を締結すれば、日本市場に対する健全かつ信頼できる供給者としてのメキシコの地位が強化されることとなる。その場合においても、関心のある全ての産品についての完全な自由化は必ずしも想定されない。

メキシコ側より、日本の輸入関税率は一般的にそれほど高くないが、いくつかのタリフピークが存在するとの指摘があった。

1 2 . 以上のメキシコからの指摘に対し、日本側より、以下の見解が紹介された。

メキシコから日本に輸出されている農産品の関税率は既にかなり低い水準にあり、メキシコの農業界にとって障壁とはなっていない。

近年、メキシコから日本への農産品輸出が増加したのは、いずれも日本における消費者ニーズと需要をメキシコ側が的確に捉えた結果であり、日本への輸出機会拡大には、日本市場についてのかかる情報の把握に一層努めることが重要である。

農産品の分野においては、日本とメキシコの間には、相互補完性はほとんどない。日本は多くの農産品を輸入しているが輸出はほとんどなく、日本とメキシコはメキシコと他の国の間のような相互的な農産物貿易関係にない。

日本市場について、例えば果実全体の消費量は横ばい状態にあり、輸出がほとんどないことから、国内で生産のない熱帯果実でさえも輸入量が増加すれば他の国産果実の消費に影響を生じる可能性が高く、従って、熱帯果実といえども国産果実と競合関係にある。また、野菜、家きん肉、牛肉、豚肉、飲料等に関しては、まさに国産品に対し競合関係にある。従って、日本とメキシコは農産品貿易上の相互補完関係にはないものと考えている。

食料安全保障の確保及び農業の多面的機能の発揮を図る観点から、農産品貿易と国内農業の健全な発展との調和に十分留意すべきである。

¹³ メキシコ側は、農業補助金の問題については二国間では扱うことができず、世界の農産品市場に現存する歪曲性は、食料純輸入国ではなく、自国の農業分野へ莫大な補助を行っている大規模輸出国により主としてもたらされているということをも十分承知している。この問題は、WTOにおける交渉で議論されるべきである。

B - 2 . 非関税措置

13 . メキシコ政府の代表は良好な経験を指摘しつつ、メキシコの検査制度を日本が認めることを望む旨述べた。また、マンゴーを例として他国からはメキシコのいくつかの地方が果実の病気の無発生地域に認定されており、日本からの回答を待っている旨述べた。これはより迅速な二国間メカニズムが有益となり得る一つの例である。

これに対し、日本側からは仮に個別具体的な検疫上の関心事項があれば、案件毎に科学的、技術的に両国の専門家間で協議することが重要であり、必要に応じ協議を行っていく用意がある旨応答した。あわせて、日本は世界各国に対して平等に適用される検疫上の解禁手続きを定め、これを公開していることから、特定の国に対してのみ特別な手続きを認めることは出来ないことを説明した。

更に、日本側から、チアパス州からのマンゴーの輸出に関し、チチュウカイミバエ無発生地域設定に関するメキシコ側からの資料の提出を待っているところであること、他の州については従来よりチチュウカイミバエの問題はないことを認めているとの説明があった。

C . 解決策

14 . 共同研究会においては、上記の問題点を解消することが物の貿易における二国間経済関係を一層強化するために必要であることが指摘された。共同研究会は、日墨両国経済の相互補完性並びに両国経済の競争力及び厚生の効果に配慮しつつ、望ましい水準の関税及び非関税措置を実現することが重要であると考えた。また、このことは、日墨両国の生産者のためのみならず、消費者の経済厚生を高め、相互補完性に基づく両国経済の発展のために不可欠であることが指摘された。

15 . 共同研究会においては、日本とメキシコの二国間経済関係を一層強化するため、日墨自由貿易協定 (F T A) の可能性を含め、以下に要約されるいくつかの具体策について包括的議論がなされた。

また、メキシコ政府は上記セクション A において日本側から指摘された問題点の全てに対応する意向を示した。

C - 1 . F T A

16 . 共同研究会においては、以下の観点から、日墨間の F T A の締結が個別の国内措置または W T O 新ラウンド交渉と比較して、最も望ましく効果的であるとの見解が大多数を占める。

F T A は、実質上全ての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止することとしており、これを通じ各締約国の持つ品目別の国内関心やセンシティビティを踏まえ、各国間の経済の相互補完関係を活かすことが可能となる。

F T A は、少数国の間で締結できることから、NAFTAの締結及び E U ・墨 F T A 発効以降日本企業が被っている不利益が拡大している現状の関税の問題を早急に解決するためには有効な方策となりうる。

メキシコ側は、 M F N (最恵国待遇) ベースでの関税率引下げでは競争相手の国々が高い関税率を維持しているいくつかの特定セクターの困難な問題に対処することが難しいため、メキシコは特定の国との F T A 締結を望んでいる旨述べた。また、メキシコは、 F T A でなければ、タリフピークや G S P 制度の不確実性のような問題に対処することも困難であると考えた。

F T A を締結した際の輸入の急増の可能性については、 F T A において二国間セーフガードの規定を設けることで、両国で影響を受けた産業の損害を緩和する措置が可能である。

メキシコ側は、 F T A の締結を前提として政府調達協定の締結や投資協定における内国民待遇の付与を検討している。

17. 共同研究会は、F T Aを締結する最終的なプロセスにおいて、日墨産品のみが関税撤廃の利益を受けることができるような原産地規則を制定することが必要であると言及した。

両国は、それぞれがこれまでに締結したF T Aで定めたように、物品の原産国を特定するのに必要な条件を定める特定の原産地規則を定めることの重要性を認識した。

原産地規則については、日本は、日・シンガポール新時代経済連携協定とG S Pに関し、基本的に関税分類変更基準を採用している。一方、メキシコが交渉を行ったF T Aにおいては、関税分類変更基準、付加価値基準又は両方の基準を用いているものがある。

共同研究会は、日墨間では、関税分類変更基準が基本的に採用されるべきであるが、関税分類変更基準を用いることが困難な特別な場合にのみ、付加価値基準の採用が可能であるとの認識で一致した。

また、共同研究会は、原産地規則は、以下の規律及び原則に従うべきとの認識で一致した。

- a) 貿易に対して不必要な障害とならないこと
- b) 公平、透明、明確、予測可能で、一貫性があり、かつ中立的な態様により、作成及び適用がされること
- c) 利用者及び税関の双方にとって執行が容易であること

さらに、共同研究会は、輸出入者が満たさなければならない原産地証明の要件を設けるために、明確に規定された税関手続を確立することが重要であると考えた。

共同研究会は、原産地規則及びその関連手続について協力を強化し、また、その更なる共通の理解を深めるために、これら事項に関する情報交換の重要性を認識した。

18. F T Aを締結するに際しては、W T O協定との整合性を確保する必要がある。具体的には、G A T T第24条は「実質上すべての貿易」¹⁴について「関税その他の制限的通商規則を廃止」することとしている。また、同条は妥当な期間（解釈了解により原則10年以内とされる）内での関税等の段階的撤廃を認めている。¹⁵

19. 共同研究会においては、関税撤廃の検討におけるそれぞれの国のセンシティブセクターへの考慮の必要性も指摘された。例えば、メキシコからは、農産品、特に果実、野菜、豚肉等について日本市場でのシェアを拡大したいとの要望が表明されると同時に、メキシコ農業自身がセンシティブティを有しており、あり得べき日墨F T Aにおいては両国の深いセンシティブティが尊重される必要があるとの考えも示した。

20. 他方、日本側より、日本の農林水産分野の中の品目をめぐるセンシティブティから、二国間協定での更なる関税の撤廃・削減は困難であるとの考え方があることも示された。

¹⁴ 「実質上すべての貿易」の具体的内容について国際的に確立した定義はないが、E Uは(i)域内の貿易量の概ね90%以上を無税譲許すること、(ii)特定セクターを一括除外しないことが最低限必要であると理解している模様である。(注)出所：E Uメルコスール地域間連携の設立に関するE Cスタッフ作業文書5.1.1.

¹⁵ これまで墨が締結したF T AであるNAFTAでは米、加との間で双方向貿易量における99%、EU墨F T Aでは双方向貿易量における97.1% (EUから墨への総輸出の96.8%、墨からEUへの総輸出の97.6%) が無税譲許されている。日本が締結したF T Aである日・シンガポール経済連携協定では、貿易量における98.5% (日本からシンガポールへの総輸出の100%、シンガポールから日本への総輸出の93.8%) が無税譲許されている(注)(表1)。

(注) これらの数値は、日・シンガポール経済連携協定の数値(日本側が算出)を除き、各F T A当事国からW T O・C R T Aに通知されたもの。ステージング等の経過措置を経て最終的に達成される数値。

日・シンガポール新時代経済連携協定においては、農林水産品についてWTO無税譲許品目及び実行無税品目を無税譲許の対象としたことが紹介された。更に、この関連で、日・シンガポール新時代経済連携協定について、(1)国内農林水産業に悪影響が生じないよう十分配慮すること、(2)特に、農林水産品の関税については、WTOの場で議論すべきものであることから、二国間の協定において更なる削減・撤廃を行わないことを基本方針とするとともに、今後検討される同種の二国間協定についても同様の考え方で対応する、との自由民主党農林水産物貿易調査会決定(平成13年9月3日)が紹介された。

21. これに関し、メキシコ側は、あり得べき二国間協定の最終的パッケージにおいては農産品が不可欠であること、及びメキシコは日本のセンシティブティーターに対応するために柔軟なアプローチをとる用意があるとの考えを示した。また、メキシコ側より「国内農林水産業に悪影響が生じないよう十分配慮する・・・」等の自由民主党における見解については日墨二国間協議の中で対処することも可能である旨指摘された。また、メキシコ経済の構造及びメキシコ農業セクターの社会的・経済的重要性はシンガポールにおけるものとは大きく異なる旨指摘された。

22. 共同研究会においては、センシティブ・セクターをめぐる諸困難を克服すること、及びそのための具体策を検討することの必要性が認識された。この関連で、共同研究会は、例えば以下の措置が既存のいくつかのFTAに含まれていることに言及した。

メキシコ・EU間の自由貿易協定においては、関税の引き下げ・撤廃を段階的にする方法(ステージング)、関税の引き下げの検討を一定期間の経過後とする方法(ウェイティング・リスト)等により、センシティブセクターに配慮した形での協定を締結している(ただし、上記の通り、いずれにしてもEU-メキシコ間貿易の97%の自由化が規定されている。上記パラグラフ18.の脚注を参照)。また、NAFTAや日・シンガポール新時代経済連携協定においては関税削減・撤廃後の影響に対するセーフティーネットとして二国間セーフガード措置が導入されている。

C - 2 . 独自の国内措置による実行関税率の削減・撤廃

23. 独自の国内措置によって、産業界の具体的なニーズ・要望を踏まえて、対象品目や対象期間の設定を含め関税の問題に柔軟に対応することが可能である。このため、共同研究会においては、今後とも経済の実態を踏まえ引き続き独自の関税措置を適切に運用することの必要性が指摘された。また、品目・税率の変更や変更内容の公表に関する手続きの透明性の確保が重要であることが指摘された。

24. 共同研究会においては、ありうべきFTAまたはWTO新ラウンドにおいて合意される関税引き下げ措置実施を待つことなく、MFNベースで関税を引き下げる経過措置を設ける必要性が指摘された。

C - 3 . WTO新ラウンド交渉における譲許関税率の削減

25. 2001年11月の第4回WTO閣僚会合で新ラウンド交渉が開始された。また、農産品については、WTO農業協定20条に従った改革過程を継続するための交渉が既に開始されていたが、上記の第4回WTO閣僚会合における閣僚宣言で、2003年3月末までに農業交渉のモダリティが確定され、2005年1月1日までに農業を含むラウンド交渉全体が終結すべきことが述べられている。

26. ラウンド交渉の結果は全てのWTO加盟国からの輸入に適用され、そうした国々からの輸入部品を使用する日系進出企業にとっても改善策となる。

27. 他方、メキシコ側からは、繊維、靴、鉄鋼等はMFNベースでの関税引き下げを行うにはセンシティブな品目であり、また、多国間協議では多くの関係国との間でセンシティブティーターに配慮

した交渉が必要となり合意形成までに非常に長い時間がかかるために、二国間で議論する方が望ましいとの見解が示された。

28. これらの観点から、共同研究会においては、日本とメキシコとの間の諸問題を多国間交渉に比べて短期間に解決するためには、F T Aの形での二国間のアプローチがより望ましいとの見解が大多数を占めた。

C - 4 . Aviso Automatico

29. 日本側より、アビソ・アウトマティコ制度について、本来価格監視を目的とする同制度が貿易制限的に実施されないよう、メキシコにおける運用上の改善及び制度適用の相互監視を適切に行うことの必要性が指摘された。

II. 政府調達

1. 日本はWTO政府調達に関する協定の締約国であり、メキシコは同協定の非締約国である。このため、日本側の見地からは、日本企業はメキシコにおける事業機会を喪失し、投資が阻害されるとともに、メキシコ国内の調達コストの上昇により同国の消費者・生産者に不利益を与える可能性がある」と指摘され、共同研究会において、その改善の必要性について認識が一致した。メキシコ側からは同国の政府調達手続き全般について情報提供があった。
2. 共同研究会においては、メキシコ及び日本の政府調達手続について以下の問題点の改善が求められる旨指摘された。
 - 1) 日本側より、メキシコとの自由貿易協定締約国の企業に対しては内国民待遇が付与されるのに対して、その他の国の企業には付与されないといった問題点が指摘された。例えば、メキシコ及びメキシコとの自由貿易協定締約国の企業しか入札できない案件が存在するほか、かかる企業に対する入札価額の10%のディスカウント制度が存在することがもたらす日本企業への不利益が指摘された。このため、日本企業は不利な状況におかれ、日本からメキシコへの投資が阻害されており、メキシコにおける効率的な政府調達が妨げられている。
 - 2) 日本側より、メキシコの政府調達における入札資格条件の不明確性や手続の煩雑さが指摘された。このため、日本企業はメキシコにおける政府調達に入札しづらくなっている。メキシコ側からは、同国の政府調達手続は明確かつ機能的であり、実際、1997年のメキシコの政府調達市場においてはFTA非締約国からの物及びサプライヤーの参入が29億ドルを超えていた旨指摘された。
 - 3) メキシコ側より、日本の2000年貿易政策審査(TPR-2000)にある入手可能な情報によれば、日本の政府調達市場における外国サプライヤーの参入率は低いままであり、メキシコの潜在的供給者による同市場へのアクセスが困難であるとの懸念が表明された。日本側からは、i)日本の政府調達制度は内外無差別であり、外国からの調達について何ら制限を設けていない、ii)メキシコの潜在的サプライヤーは、一般競争入札を原則としていることから、日本市場への参入につき他のいかなるサプライヤーとも同じ機会を与えられている(但し、WTO政府調達協定に定められている紛争処理手続きに訴えることができるのは同協定の締約国のみである。)、旨指摘された。
3. 共同研究会は、政府調達について、透明で公平な手続の下、すべての企業に機会を提供することの重要性に鑑み、両国における内外無差別の手続の必要性について認識が一致した。また、上記の問題点の改善のための方策について、政府調達に関する日墨二国間協定の可能性も含め、検討した。
4. FTAと一体化した形での二国間協定
共同研究会は、メキシコの政府調達手続における現在の差別的状況を解決するためには、FTAと一体化した形での二国間協定を締結することが他の方法よりも効果的かつ望ましい旨指摘した。日本における政府調達手続については、FTAと一体化した形での二国間協定はメキシコ政府に対して同協定に定められる紛争処理手続を与えることとなり得る。政府調達協定の締結は、メキシコの政府調達手続における現在の差別的状況を解決する一つの方法であるが、FTAと一体化していない独立した二国間協定はとり得る選択肢ではない。なぜならば、メキシコにとり政府調達はセンシティブな分野であり、FTAと一体化していない二国間協定において内国民待遇などの優遇措置を与えることが困難なためである。
5. メキシコのWTO政府調達協定への加盟
WTO政府調達協定加盟国(28ヶ国・地域)のうち、メキシコは、日本、韓国、シンガポール、香港以外の国とはFTAを締結しており、それぞれのFTAの枠内で既に政府調達について内国

民待遇を与えている。したがって、理論上は、メキシコがW T O政府調達協定に加盟し、それにより上記3カ国1地域に内国民待遇を与えることはそれほど困難とはいえないが、政府調達に関するメキシコ国内のセンシティブティーのため、かかる方法をとることは実際には極めて困難である。

共同研究会においては、政府調達における日墨間の問題を解決するためには、F T Aと一体化した二国間政府調達協定がメキシコにとり、より容易かつ都合のよい解決策であるとの見解が大多数を占めた。

6．日本側より、現在ある問題を早急に是正するため、上述のありうべき方策の実施を待つことなく、日本企業に対し内国民待遇を付与する経過措置を設ける必要性について指摘した。

7．日本側より、メキシコの政府調達手続における入札資格条件の改善及び明確化のためにメキシコ政府は現在とっている措置を加速させるべきである旨指摘した。¹⁶

¹⁶ メキシコ政府は経済界に対し、調達機会に関する公開情報をインターネット（www.economia-paasop.gob.mx）を通じて周知しており、そこでは政府調達計画を含む「物資、リース及びサービスの年間調達計画」が公表されている。メキシコ政府は透明性のため、公開入札に関する情報（入札案内から各公開入札結果まで）をウェブサイト（www.compranet.gob.mx）で公表している。

III. 不当廉売関税（AD）、相殺関税（CVD）及びセーフガード（SG）

- 1．共同研究会は、不当廉売関税及び相殺関税は、相手国による不公正な貿易行為に対し発動することが認められた措置であるが、これらの保護主義的かつ恣意的な濫用を避けなければならないことについて共通の認識を持った。研究会は、日本及びメキシコ両国政府に対し、こうした必要性を認識し、自由貿易を促進するWTOの目標に貢献するため、上記の措置の発動がWTO協定整合的になるよう慎重に検討することを要請した。
- 2．不当廉売関税については、WTOの枠組みの中で議論が行われることとなっている。共同研究会は、WTOでの議論において、日本及びメキシコ政府が協力して、不当廉売関税措置が厳に合法的に発動されるための必要な条件の明確化に努めるべきとの認識を共有した。
- 3．共同研究会は、メキシコにおける不当廉売関税措置の取り扱いがメキシコとの自由貿易協定の締約国と非締約国との間で異なるのではないかと懸念を表明した。加えて、研究会は、こうした措置の発動には、透明で公平な手続きがとられるべきであるとの認識に達した。
- 4．共同研究会は、ありうべき日本・メキシコFTAにおいて効果的かつWTO協定整合的な二国間緊急措置の導入について検討する必要があること、及び一般セーフガード措置との関係など手続き的な要素が、ありうべき交渉において議論されうることについて認識を共有した。
- 5．メキシコ側は、ありうべき日墨FTAにおいては透明性や手続の公正性に関連した条項の改善を考慮するため、AD及びCVDに関して日墨間で議論することができる旨指摘した。日本側は、そのような事柄はWTO交渉で扱われるべきとの考えを示した。

IV. サービス

1. サービス貿易の特徴は、資本、労働、技術、経営資源等の生産要素の移動を伴うことにある。サービス貿易の活性化は、異なる国の生産要素の新しい結びつきを生み、国際分業を促進し、競争を通じて生産性を向上させる機会を生み出す。

特に、金融、運輸、通信、流通、建設、エネルギー等産業活動のインフラとしての機能を持つサービス分野の効率化は、当該分野のみならず、他のサービスや製造業の効率化に資することを踏まえると、このような分野のサービス貿易の自由化の利益は、当該産業の効率化に留まらない。

また、貿易相手国との地理的・時間的制約を解消する電子商取引、言語・文化・芸術等の伝搬によって相手国との親近感を高める役割を担うAV等のサービス分野は、貿易投資の拡大にポジティブな影響を与えることに留意する必要がある。

2. 共同研究会においては、日本側より、メキシコのサービス分野における規制に関し、以下が改善すべき点として指摘された。

- (1) 保税倉庫業、総合港湾管理、保険・保証会社、金融ファクタリング企業、ノンバンク銀行などに49%までの外資出資比率の上限があること。
- (2) 国際海運サービスについて49%を超える出資に対する事前承認取得の義務が課せられていること。
- (3) 税・監査サービス、公証人の資格取得に関する国籍要件が存在すること。
- (4) メキシコのGATSの特定の約束上においても、自由職業サービス、テレコミ、建設、運輸などの分野において、第3モードでマイノリティ規制を含む様々な外資規制が存続していること。GATS上の約束がないため、突然規制が変更される可能性があること。
- (5) メキシコとの自由貿易協定締結国のサービス提供者は、金融サービス分野において市場アクセス、内国民待遇が確保されているが、日本のサービス提供者は、これらのサービス提供者に比して不利な扱いを受けていること。このことは、日本からメキシコに進出している製造業にとっても、日本のサービス提供者のサービスを受ける上で制約があること。

3. メキシコ側は、次の2つのメカニズムを通じた事実上のサービス自由化が行われてきた旨説明した。

- ・ 政府が貿易及び外国投資の規制・制約を撤廃するためにとる自主的措置
- ・ サービス貿易を容易にする技術進歩によりとられた措置（例えばインターネット、自由職業サービス、データ通信、TV会議、送金など）

しかしながらメキシコ側は、近年行われてきた一方的な自由化措置が将来も維持されるか否かについて確たることは言えず、一方的な自由化措置を当然のものと考えべきではない旨指摘した。

4. 共同研究会では、改善のための方策を、それぞれの方策に伴うメリット、デメリットを含めて包括的に検討した。

5. F T A

共同研究会は、サービス貿易FTAの締結が、二国間経済関係を改善するために、以下の点において、WTO新ラウンド交渉を通じた自由化約束に比べてより有効な方策であると考えた。

二国間でサービスの貿易を自由化する協定は、GATS第5条にある(イ)「相当な範囲の分野」を対象とし、(ロ)「実質的に全ての差別を撤廃する」との要件を満たすことにより、両国の持つ分野別の国内関心やセンシティブリティを踏まえ、各国間の経済の相互補完関係を活かすことが可能である。

メキシコはNAFTA加盟によりサービス分野の自由化が相当程度進んでいるため、これをGATS 5条と整合的なF T Aの形で約束することは可能と考えられ、法的安定性も高くなる。

メキシコは、金融分野について、既にNAFTAやEU企業に100%出資を認めており、日本にも同様に

F T Aによって100%外資出資を認めることは可能と考えられる。

メキシコは北米及び中南米諸国とのFTA締結を通じたサービス分野の自由化の経験を考慮し、あり得べきFTAにおいてはネガティブリスト方式を選好する旨述べるとともに、次の点を説明した。

- ・ FTAにおいては、規制が付表に示されるために透明性があり、サービス提供者にとり現実性がある。
- ・ 様々なFTAにおけるメキシコの経験を通じ、規制は存在するが自由化を通じて国内経済に利益を与えるため同規制を撤廃または変更できる分野と、正当な理由があるために規制を維持すべき分野が明らかになった。

サービス自由化の例外について、日本側は、日・シンガポール新時代経済連携協定でポジティブリスト方式を採用した旨説明した。メキシコ側は、NAFTAにおいてはネガティブリスト方式をとったこと、及び将来のFTA交渉においてはネガティブリスト方式をとることを考えており、同方式では全てのサービス分野を交渉に含め、両国のセンシティブティーの高い分野に留保を付すとともに、更なる自由化約束を行うことが可能であることを説明した。

6 . W T Oでの新ラウンド交渉を通じての自由化約束

サービス交渉は2000年から開始されており、2005年1月1日の交渉妥結を目標に、第一次リクエストを2002年6月30日までに、第1次オファーを2003年3月31日までに提出することとなっている。

メキシコ側は、WTOにおいては144の加盟国が二国間、少数国間及び多数国間で交渉する必要があり、はるかに時間がかかり成果は限定されるので、WTOでの交渉よりもFTAでの交渉を通じた方が、サービス貿易における更なる約束を行うことが可能である旨説明した。

共同研究会では、サービス貿易の自由化に係る日墨間の問題は早急に解決されるべきであり、WTO新ラウンド交渉を通じた自由化約束よりもサービス貿易FTAによる二国間方式の方がより望ましいとの見解が大多数を占めた。

V. 投資

1. 1980年代後半以降、世界の主要国・地域の海外直接投資は大幅な伸びを示したが、いくつかの投資受入国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資に関して様々な要求を課す場合がある。このような要求の例としては、ローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、送金規制等がある。

なお、外国投資の自由化及び投資家や投資財産の保護を規定する多国間の包括的な投資協定は存在していない。

2. 外国直接投資（FDI）は、生産、雇用創出及び技術移転に貢献することを通じ、国内資本とともに、多くの国の開発戦略において重要な役割を果たすことが広く認められている。一般的に、FDIは資本形成、貿易の拡大及び多様化、競争の促進、高度技術へのアクセス並びに経営システム改善に貢献する。（グラフ1.及び2.）

3. メキシコと日本は魅力的な貿易パートナーである。日本の投資家にとり、メキシコへの投資は、メキシコ国内市場の規模のみならず、メキシコの自由貿易協定（FTA）の広範なネットワークのために魅力的である。同ネットワークによりメキシコは北米、中南米及びヨーロッパの主要な市場への特恵的アクセスをもち、世界貿易のための重要な輸出基地となっている。

4. 共同研究会は、日墨両国は、両国にとり均衡のとれた投資の枠組みをつくることを通じて夫々の投資家のために新しい関係を樹立する機会を有するとの見解を共有した。

5. 共同研究会は、日墨間の投資交流を促進し、二国間の経済活動にとってより魅力的な条件を整備する観点から、日本からメキシコへの投資に関わる問題点について、以下のとおり整理した。

(1) 日本側より、日本企業がメキシコに投資するに際して、サービス分野へのいくつかの外資参入規制が存在することにつき言及した。

- 保税倉庫業、総合港湾管理、保険・保証会社、金融ファクタリング企業、ノンバンク銀行などに49%までの外資出資比率の上限があること。
- 国際海運サービスについて49%を超える出資に対する事前承認取得の義務が課せられていること。
- メキシコのGATSの特定の約束上においても、自由職業サービス、電気通信、建設、運輸などの分野において、第3モードでマイノリティ規制を含む様々な外資規制が存続していること。GATSにおける約束がないため、突然規制が変更される可能性があること。

また、日本側より、NAFTAその他のFTA締約国企業に対しては、外国投資法により一様に外資規制がかけられている分野を除き、これらの規制のレベルが緩やかであることにより、日本企業がNAFTA等メキシコとFTAを締結している国の企業に比して不利な扱いを受けている旨述べた。メキシコ側からは、同国とのFTA締約国のサービス提供者に対しては特恵的スタンスティルを与えている旨説明があった。

(2) 日本側より、外国投資にかかる紛争処理事案に関し、経験によれば、カルボ主義の考え方により、国際的仲裁にかけることには制約がある旨指摘された。NAFTAの規定の下では、投資家は独自にまたは自身が所有又は支配する企業の代理として、投資受け入れ国が投資関連規定にある原則及び規律の下での義務に違反した旨を、同違反により当該投資家または企業が損失を被った場合に限り、国際的仲裁にかけることができる。日墨間についても、日本側の考えでは、中立的裁定を確保するため、投資紛争を直接、国際的仲裁にかけることができるということが必要である。

これに関し、メキシコ側より以下を述べた。

カルボ条項は、メキシコにおいて企業に投資する外国企業又は外国人がメキシコ企業又はメキシコ人と同じに扱われ、これら外国企業又は外国人が紛争処理事案について本国政府の保護措

置に訴えないことを意味する。

メキシコ側としては、日墨間で均衡のとれた投資の枠組みを含む国際取極をつくる際に、投資家と締約国との間の紛争処理メカニズムを組み入れることが可能であり、これが投資家に法的確実性を与えることとなると考える。

- (3) メキシコ自動車令にはローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求等のパフォーマンス要求が規定されているほか、国内で完成車を生産していないとディーラーとして輸入できない旨も規定されている。但し、この自動車令は2003年末に撤廃される。
- (4) エネルギー分野の一部において外資及び国内投資の参入が禁止されている。天然ガス分野の下流部門（輸送・流通・貯蔵）については、外資参入が認められたと言われているが、当該分野の上流部門（精製、開発）及び石油分野については依然外資参入が禁止されている。メキシコ側からは、エネルギー分野の一部における民間投資の制限はメキシコ憲法の規定によるものである旨説明があった。
- (5) 日本側は、メキシコの関税制度などの改廃・変更が、法的安定性・予見性の観点から、日本企業の投資意欲に少なからぬ悪影響を与えていると考える。

6. 共同研究会は、これらの改善を図る有力な手段として、投資に関する法的な枠組みを整備することが重要であることにつき認識が一致し、改善のための方策を、それぞれの方策に伴うメリット、デメリットを含めて包括的に検討した。

7. FTAと一体化した形での二国間投資協定

投資家は投資を行うに際して確実性及び法的安全性を考慮する。日墨間の投資ルールを策定することを通じ、FDIの促進及び保護に向けた原則及び規律の枠組みが作られ、こうした確実性・安定性が与えられる。

共同研究会の見解では、FTAと一体化した投資ルールが、投資における二国間経済関係を強化し、投資財産の設立前及び設立後における内国民待遇及び最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の禁止、自由な送金の確保、収用及び補償の条件の明確化などの問題を解決するために、より有効な方策である。

日墨両国は、1999年から投資協定の締結について交渉を行ってきた。メキシコ側は、FTAと一体化した形での二国間投資協定においてのみ、投資の許可に関する内国民待遇及び最恵国待遇の付与が可能との立場である。

他方、物の貿易を含むFTAを締結することに関しては、第1章「物の貿易」の各論点を考慮する必要がある。

メキシコ側は、上記のような投資ルールは投資コストの減少に直接的につながり、相互の投資へのインセンティブとなるうえ、透明性及び法的確実性の条件の下で二国間の投資フローを拡大させると考える。特に、投資に保証が与えられることは、中小企業にとってはとりわけ価値があり、こうした企業がメキシコに直接投資を行うことを検討するかもしれない。

8. WTO新ラウンドを通じてのルール策定

投資分野における多数国間のルール策定については、まずこれまでの検討作業を続けて、2003年9月にメキシコにて予定されるWTO第5回閣僚会議の後に、コンセンサスを得て交渉することとなっている。

しかし、メキシコ側は、投資に関する多国間ルールの策定にはより長い時間がかかり、メキシコにおける投資について法的確実性を保証し市場アクセスを改善するためには二国間投資ルールがより有効であるとの見解を述べた。

共同研究会においては、投資に関する日墨間の諸問題を解決するためには、FTAと一体化した投

資ルールがWTO新ラウンド交渉を通じた新しい投資ルールの策定よりも、短期的により好ましいとの見解が大多数を占めた。

VI. 人の移動

1. 投資、サービスの貿易には、通常、これらの担い手である人（ビジネスマン）の移動を伴う。人の移動が円滑に行われなければ、機動的な事業活動を行う妨げとなる。共同研究会は、日墨間の経済関係の強化を図る観点から、両国間の人の移動に関わる問題点について検討し、特に日本側から、メキシコの査証の発給、変更、延長に関する手続遅延等の問題が指摘された。
2. 共同研究会では、人の移動に関して、改善のための方策を検討した。
 - (1) 共同研究会では、メキシコ側より、査証の発給、変更、延長に関する手続については、査証発給までに30日は越えないことを確保しており、今後も、具体的な問題点の指摘があれば改善を検討していく旨説明があった。
 - (2) 専門家や技術者の移動の促進という観点からは、職業上の資格の相互承認が考えられる。こうした取り組みを進めるために、両国の専門家職業団体同士の議論を進めていく必要性がある。
 - (3) 共同研究会では、資格の相互承認を含む入国の問題に関し、ビジネスマンの入国に係る各国の要求事項についての疑問を解消し、その他の主要な問題点を明らかにするために、情報及び経験を交換する調整メカニズムを設立することが適当であるということにつき見解が一致した。
(注：上記の諸問題は、サービス貿易の文脈において取り扱うことが可能である。)